

令和2年第2回白石町議会定例会会議録

会議月日 令和2年3月5日（第3日目）
場 所 白石町役場議場
開 会 午前9時30分

1. 出席議員は次のとおりである。

1番	友田香将雄	9番	吉岡英允
2番	重富邦夫	10番	片渕彰
3番	中村秀子	11番	草場祥則
4番	定松弘介	12番	井崎好信
5番	川崎一平	13番	内野さよ子
6番	前田弘次郎	14番	西山清則
7番	溝口誠	15番	溝上良夫
8番	大串武次	16番	片渕栄二郎

2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	田島健一	副町長	百武和義
教育長	北村喜久次	総務課長	松尾裕哉
企画財政課長	小池武敏	税務課長	久原浩文
住民課長	千布一夫	保健福祉課長	坂本博樹
長寿社会課長	武富健	生活環境課長	片渕徹
水道課長	中村政文	農業振興課長	木下信博
産業創生課長	吉村大樹	農村整備課長	笠原政浩
建設課長	喜多忠則	会計管理者	西山里美
学校教育課長	吉岡正博	生涯学習課長	川崎直
白石創生推進専門監	木須英喜	保険専門監	小川善秋
下水管理専門監	稲富道広	主任指導主事	宮崎泰仁
農業委員会事務局長補佐	香月康彦		

4. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	小柳八束
議事係長	中原賢一
議事係書記	緒方千鶴子

5. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

6. 本日の議事日程は次のとおりである。

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第14号 令和2年度白石町一般会計予算
- 日程第3 議案第15号 令和2年度白石町国民健康保険特別会計予算
- 日程第4 議案第16号 令和2年度白石町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第5 議案第17号 令和2年度白石町下水道事業会計予算
- 日程第6 議案第3号 白石町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第4号 白石町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第5号 白石町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第6号 白石町課設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第7号 町道路線の廃止について
- 日程第11 議案第8号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第12 発議第1号 白石町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議員の派遣
- 日程第14 委員会の閉会中における所管事務調査

9時30分 開議**○片渕栄二郎議長**

おはようございます。
これより本日の会議を開きます。

日程第1

○片渕栄二郎議長

日程第1、会議録署名議員の指名をします。
会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、片渕彰議員、草場祥則議員の両名を指名します。
議事進行について申し上げます。
本日は、昨日の残りの部分と条例等の予算外の議案審議をいたします。審議は、質疑、討論、採決の順で行います。

日程第2

○片渕栄二郎議長

日程第2、昨日に続き、議案第14号「令和2年度白石町一般会計予算」を議題とし

ます。

○松尾裕哉総務課長

昨日前田議員からの御質問の中で、予算書148ページの船外機購入費につきまして、改めて答弁をさせていただきます。

今回購入予定の船外機につきましては、船舶免許不要の出力2馬力未満の船外機2機の購入を計画いたしております、予算額につきましても2馬力未満ということで計上をさせていただきます。

以上でございます。

○吉岡正博学校教育課長

昨日の発言に誤りがありましたので訂正をさせていただきます。

中村議員のほうからの御質問がありました予算書162ページ、下から2行目の眼科検診看護師謝金について御質問がございました関連でございますが、そのときに眼科医につきましては学校医の方に頼みというふうに発言をいたしました、そうではございませんで、164ページの1行目に健康診断委託料というのがございますが、こちらのほうに眼科医の委託料は入っているということでございます。大変申しわけございませんでした。

○片渕栄二郎議長

それでは、168ページの社会教育総務費から179ページの体育施設費まで質疑ありませんか。

○友田香将雄議員

すみません。予算書175ページ、17節備品購入費、図書購入費のところ、252万円予算を計上されております。こちらの財源の内訳を教えてください。

○小池武敏企画財政課長

失礼をいたします。財源の内訳というふうなことで御質問だと思います。

予算書の36ページをお願いします。

歳入のほうの財源というふうなことで、18款寄附金の中にまちづくり支援寄附金というのがございます、150万円。これにつきましては、自動販売機の売上金の20%につきまして、町のほうに販売会社のほうからまちづくりの事業に使ってくださいというふうなことでいただく分が150万円ございます。これにつきましては、うちのほうで令和元年度につきましては庁舎の維持管理経費のほうに充てさせていただきますが、来年度につきましては文化面というふうなことから、ゆうあい館の図書の購入に充てさせていただきたいというふうなことで考えております。

以上でございます。

○友田香将雄議員

こちらは、先ほど説明をいただきましたように、自動販売機の売り上げのところの適切な利用をお願いしますということでお願いさせていただいたところを、今回の判断でいただいているということで把握しております。

図書購入費ということで250万円、なかなか大きい金額で予算を上げられてるということで、自動販売機の150万円の売り上げのうち今回図書購入費として全て充てられてるということなんです、文化面ということで多分今回図書館のほうに充てられてるということだと思いますが、例えば文化面、あとはスポーツ面、これは分割して予算を分けるという方向もあるのでしょうか、今後のところでいえば。それとも、スポーツ面だとスポーツ面、文化面だったら文化面ということで、1箇所投入するという考えなののでしょうか。そちらのほうの答弁をお願いします。

○小池武敏企画財政課長

2年度につきましては、こういうふうな形で図書購入費のほうに一括して充てさせていただくという予定をいたしておりますけれども、議員おっしゃるとおり、スポーツ面というふうな形、健康、スポーツのまち宣言というふうな形も今回とらせていただいておりますので、そちらのほうのスポーツ面についても一部充てるという形も今後検討していきたいと思っています。

以上です。

○片渕栄二郎議長

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がなければ、次に移ります。

180ページの学校給食費から最後まで。

質疑ありませんか。

○中村秀子議員

182ページに学校給食費の負担金、補助金及び交付金ですが、小6・中3給食費無償化に伴う補助金というのが83万円計上されておりますけれども、年間5万円くらいの給食費を2学年分というところのくらいの金額じゃないだろうと思うんです。これは何についての補助金なのでしょうか。

○吉岡正博学校教育課長

ただいまの御質問の金額は、これは小学校6年生、中学校3年生で町外の学校に通っている子供さんたちに給食費相当額を進学準備資金としてお渡しするという形の件でございます。町内の児童・生徒とのバランスをとっております。

以上です。

○中村秀子議員

ありがとうございます。

小学生で町外に通うというのは、これは給食のない学校に通っているということですか。中学生については、県立中とか私立中とかあります。内訳の人数とかがわかったら教えてもらえますか。

○吉岡正博学校教育課長

養護学校等も含まれて、町外の学校の場合でございます。そして、自己負担があった場合がございます。ちなみに、今回の予算は小6については1名、中3については15名で予算をお願いしております。

○草場祥則議員

180ページ、調理員の報酬ということで出ておりますけど、教育課長、来年度といえますか、今年度の調理員の人数といえますか、それは十分確保できてるわけですかね。

○吉岡正博学校教育課長

来年度の調理員で、正職ではないパートさんでございますが、19人必要でございます。それにつきましては、今回幸い応募者がそれを超えております。

○重富邦夫議員

182ページをお願いします。

小学校6年、中学校3年の給食無償化に伴う補助金ということで予算が上がってますけれども、そもそも学生、中学校、小学校全てにおいて無償化をやるということになれば、総額どのくらいぐらにかかるといふような試算、試算を持たれてるんでしょうか。

○吉岡正博学校教育課長

給食費をあとの学年まで無償とする資金は、約6,600万円になります。

○重富邦夫議員

6,600万円、なかなかの金額になると思いますけれども、全部を無償化にしようとするところの協議自体をされたことがあるのかどうなのか、そのところを教えてください。

○吉岡正博学校教育課長

この協議は、6年生と3年生を無償化する時点でまず協議を行っております。そのときには、全学年という形ではなく進学準備ということで中学校に上がる前の小学校6年生、それから高校または就職をされる前の中学校3年生を対象に、その資金という意味で無償化をするという形にしております。その意味からも、先ほど申し上げましたように、町内の給食費だけではなく町外の学校に通われている方についても対象にしている状態でございます。あと、近隣が無償化のところもございしますが、そこも

検討した上で、その後現状を維持している状態でございます。

○重富邦夫議員

主な理由として、結局財源の確保の問題というところが一番ウエートの的には大きいわけなんですかね。お金がないからできないというのが一番先に来ることなんですか。そこら辺の予算繰りといいますか、資金をつくるということは非常に今の現状では厳しいわけなんですか。そのあたりの見解をお願いいたします。

○吉岡正博学校教育課長

お金も要するというのも一つの要素でございます。もう一つは、基本的には給食費は御負担を願うというのも一つの要素でございます。

○川崎一平議員

予算書182ページ、同じページですね。14節と15節、工事請負費、学校給食施設の工事だと思えますけれども、どこをどういうふうにやられるのかというのが1点と、原材料費3万円計上してありますけれども、まさか給食費が3万円で原材料が入るわけじゃないと思うんで、その2点をよろしくお願いします。

○吉岡正博学校教育課長

まず、原材料費でございますが、これは食料という意味ではございませんで、給食センターの周りの不等沈下等に使います真砂土でございます。口に入れるものではございません。

それから、工事請負費でございますが、これは3件ございます。有明南小学校の給食用の専用昇降機の修理、それから有明中学校の処理室の空調、それから同じく中学校のほうでタマネギ等の球根類の皮むき器の移設工事でございます。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第14号「令和2年度白石町一般会計予算」について採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

日程第3

○片渕栄二郎議長

日程第3、議案第15号「令和2年度白石町国民健康保険特別会計予算」を議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第15号「令和2年度白石町国民健康保険特別会計予算」について採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

日程第4

○片渕栄二郎議長

日程第4、議案第16号「令和2年度白石町後期高齢者医療特別会計予算」を議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第16号「令和2年度白石町後期高齢者医療特別会計予算」について採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第5

○片渕栄二郎議長

日程第5、議案第17号「令和2年度白石町下水道事業会計予算」を議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第17号「令和2年度白石町下水道事業会計予算」について採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

日程第6

○片渕栄二郎議長

日程第6、議案第3号「白石町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

質疑ありませんか。

○西山清則議員

この条例の情報通信技術の利用を活用に変えたことで影響が何か出るかどうか、その辺の意味合いを聞きたいと思えますけども。

○松尾裕哉総務課長

利用から活用になったということでの御質問でございますが、情報通信技術につきまして、例えば固定資産評価審査委員会につきましては書面審議等を行う上で町長に対して通知とかをやるわけですが、それについてはオンライン化をしてくださいますというようなことがもともとの今回の趣旨でもございますので、利用というよりもそういう情報技術を使っているいろいろな手続等についてはオンライン化を進めてくださいというようなことではございますので、そういうふうなことについて進んでいくものと考えております。

以上です。

○片渕栄二郎議長

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第3号「白石町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について」採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第7

○片渕栄二郎議長

日程第7、議案第4号「白石町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条

例について」を議題とします。

質疑ありませんか。

○友田香将雄議員

今回の条例改正について詳しく説明をいただきたいと思います。

まず、今回この定めをするに当たって想定されてる別段の定め、どういったものがあるかというのを想定されてますか。また、これを別段の定めではなく、条外規定を明記するという方向に至らなかった経緯というのも説明をお願いします。

○松尾裕哉総務課長

職員の服務の宣誓につきましては、地方公務員法第31条の規定によりまして、職員は条例の定めるところにより服務の宣誓をしなければならないという規定がございます。それに基づきまして、現在白石町の服務の宣誓の規定の条例を定めておりまして、職員については上級職員の前で署名、押印して提出しなければ職務を行うことができないということになっております。

それで、今回別段の定めということですが、まず基本的には今言いました地方公務員法が大前提にありますので、職務の宣誓をしなければならないということがございます。それで、当初は、会計年度任用職員の職についても再度任用を行う場合は服務の宣誓は任期ごとにしなければならないだろうというようなことがございました。総務省の通知の中から、会計年度任用職員については、制度導入前の任用形態や任用手続がさまざまであることに鑑み、地方公務員法第31条の規定に基づく服務の宣誓をそれぞれの職にふさわしい方法で行うことが望ましいというふうな通知が参っております。

そこで、今言いましたように、白石町の会計年度任用職員についても約200名ほどの会計年度任用職員になりますので、またいわゆる町長部局での任用それから教育委員会での任用と、ここにありましておりさまざまな形態がございますので、そこに見合った任用の仕方もできますということでしたので。

通常は、今職員については署名、押印をしたものを4月1日の辞令交付式のときに宣誓書を読み上げて宣誓をいたしております。そこまで会計年度任用職員に求めるのかというようなこともございますので。

ただ、今までの任用職員から会計年度任用職員に、臨時職員から変わりましたという意識は当然持っていたかねばなりませんので宣誓をしていただくのは当然ですが、その内容について全て、例えば会計年度というのは学童支援員とか学校支援員とか何十人もおられますので、そこを一堂に集めて宣誓をそれぞれさせるのかと色々なこともございますので、その辺についてはまたそういうことを別段の定めで取り決めをしていきたいというふうに考えております。

今ここでこういうふうにするというのは、今は決まっております。就業規則なんかに定めるものか規則の中で定めるのか、これはこの後考えさせていただきますが、基本的には宣誓をしていただくのはよく考えて、例えば書いていただいたものを提出をしていただくとか、そういうふうなことで別段の定めをしていきたいと思っております。

ます。

以上です。

○友田香将雄議員

すみません、勝手に要約させていただきますと、要は一番のこの問題は、宣誓書を授与した後じゃないと職務につけないというところが多分問題になってくると思います。先ほどのお話も含めてそういう柔軟な対応をしていって、宣誓書は後で授与するとか、例えば先に職務に当たりながら集めていくという方向も柔軟に検討したいというお話だったんじゃないかなというふうに思っております。

そこで、そういった意味合いでやられるというのは、重々私のほうも理解をしております。ただ、かつこの条例というものに考えていけば、今回出ております第2条第2項の「前項の規定にかかわらず、任命権者は別の定めをすることができる」、この条例だけ見ますと、別段定めを決めてしまえば、何と申しますか、本来の条例をとる意味合いを覆すこともできるわけであり、別段の定めをすればですね。なので、この条例をそのまま追加するというのは、私はいささか余りにも、見方によっては宣誓書をとらなくても大丈夫だというふうな解釈もできるわけであり、これだけで見ればですね。

なので、多分そういうことをしないためにも別段の定めをされるということなんじゃないかなというのは私も承知しているところではあるんですけども、ただここで別段の定めという形のふわっとしたものにしてしまうと、どうしてもそういった判断ができてしまうというのがありますので、これはもともとの条例の趣旨から反する裁量を出してしまう可能性もあるものを今回つけてしまうというのは、ちょっとどうなのかなというふうに思っております。

これをほかの市町のほうで調べていきますと、例えば大阪の堺市のところでありましては、こういった形で同じように前条の規定にかかわらず特例措置ができるというふうに定めをされてるところがあります。ただ、こちらにおいても前段のところ、その場合も前項の宣誓書の趣旨に反するものであってはならないというふうな縛りを設けております、こちらのほうは。かつ、例えば八女市のほうも特例措置のところに関しては、例えば地震、火災、水害またはこれらに準ずる緊急の事態に際し必要な場合においては宣誓を行う前においても職務を行わせることはできるというふうに、ちゃんと例外規定を設けて明記しているところがあります。

そしたら、先ほどもありましたように、町長の判断をする場合においてはそちらのほうを提出する猶予を、そういうことができるという形の対応もすることはできるんじゃないかなというふうに思っておりますが、それを全くせずに今回の第2項を追加するというのは、先ほど申し上げましたように、いろんな解釈ができる形を残してしまうというのは、いささかどんなもんなのかなというふうに思いますが、そちらのほうに対してはいかがでしょうか。

○松尾裕哉総務課長

当然議員さんがおっしゃられましたとおりのこともあると思いますが、ここで服務

の宣誓をするということで、そういうことであれば第2項をわざわざ設けなくて、第1項の中に職員と会計年度任用職員はそれぞれ提出をするというようなことを決めれば一番すっきりするわけですが、そうではなくて、それぞれの体系がある中でそこをどこまで求めるのかというのがございまして、別段で定めるというところの中である程度縛りをかけていって規定を設けていくということでございます。

ここで余り縛りをかけてしまうと、会計年度任用職員の全職員200人さん全部そういうふうにしなければならないというふうなことにもなりかねないこともございますので、一応会計年度任用職員については2項で設けて、あとの別段で定めるというところで、例えば今言われました4月1日から既にしなければならないということも学校とかはあると思います。4月1日に辞令をしているときに既に子供を見なければならないという事態もあろうと思いますので、その辺は教育委員会なりの規定の中でそういうふうなことで定めをしていくということで対応させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○友田香将雄議員

そうであるなら、先ほどもありました堺市のように、宣誓書の趣旨に反するものであってはならないという一言が追加できないのかなというのも私としては気になるところであります。

この宣誓書の内容がいいか悪いかといういろんなさまざまな議論がありますけれども、今回そちらのほうに関しては私のほうとしても話をする予定はありません。ただ、この条例のもともとのつくられた趣旨というのを覆すことができる可能性を残す第2項をつくるというのは、今後何かトラブルが発生する可能性を残すものになるんじゃないかなというふうに大変危惧しております。そうならないためにも、宣誓書の趣旨に反する対応をしてはならないという文言は絶対つけてほしいんじゃないかなというふうに思いますが、そちらのほうに関してはいかがでしょうか。

○松尾裕哉総務課長

地方公務員法第31条で宣誓をしなければならないということでございます。その宣誓には違反してはならないというのが大前提にございますので、それに反するようなことをしたらだめということを宣誓をしてるわけですから、それで当然そこは宣誓をもって違反行為はしてはならないということがございますので、それをした時点で地方公務員法の違反になるとか、そういうようなことがあると思いますので、その宣誓を覆すということはないということで私ども考えておりますので、宣誓が全てだというふうに考えております。

以上でございます。

○溝口 誠議員

この宣誓書は、職員の方はされてますが、この会計年度の職員、これも特に懲罰の部分も職員と同じような処遇になりますかね。

○松尾裕哉総務課長

会計年度任用職員についても、地方公務員法の全て適用ですので、懲罰関係も適用になります。

○内野さよ子議員

考え方はいろいろあるかも知れませんが、私は、宣誓をするということですので、就業規則なりいろんなものを守ってくださいよということですので、むしろ宣誓書をいただくことによって会計年度任用職員の皆さんが意欲を持って働く環境にもなると思うんですね。何もないよりはきちっとした体系の中で処遇改善をしたりとか、今回期末手当等もなされていますので、こういうふうなことです。就業規則を守ってくださいよというふうなことじゃないかなと思っているので、むしろこういうことをされたということは大変よかったと、渡される方にとっては一員として町の中で働いてくださいよということだと思っているので、そういう意味ではこういうことが規定されたということは非常によかったなというふうに捉えています。

これによって189人でしたかね、きのうの予算書にもありましたが、町の財政的には大変厳しくはなるとは思いますが、職員の皆さんは意欲を持って働く環境で行かれるんじゃないかなというふうに捉えていますので、そういうふうなことじゃないかなと思っていました、そういうことでいいのかなと思って。

それで、先ほど言われた宣誓書は、通常の職員の皆さんでしたら何回も何回も書かれないとは思いますが、こういう方はいろんな場面場面がサービスの規定の中であると思いますので、毎回毎回書かれるのかどうなのか、その辺の書面のあり方なんかをお願いします。

○松尾裕哉総務課長

宣誓書につきましては、通常職員ですと新規採用職員の中で1回、4月1日の辞令交付の中で提出をしていただきます。憲法を遵守する事項、それから全体の奉仕者として努めなければならないというようなことで宣誓をしていただきます。

それで、会計年度任用職員につきましては、基本的には会計年度ごとでずっと採用をしていきますので、本当だったら会計年度ごとにずっと出していくのが原則であります。ただ、同じ職種で毎年更新をされる、更新という言い方はおかしいですけど、年度ごとにずっとまた行かれるということで、ここでまた2度も3度もとるかということもございます。その辺につきましては、それぞれの事業形態があります。例えば給食の調理員さんとかありますので、その辺についても詰めて、一番いい内容について決定をさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第4号「白石町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について」採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第8

○片渕栄二郎議長

日程第8、議案第5号「白石町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

質疑ありませんか。

○重富邦夫議員

すみません。中身の文言のことということではありませんけれども、捉え方といいますか、この中身の2ページ目の中ほどの上段、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員とか、そういうふうな書き添えがあるんですけども、これは職員の異動とかあるわけなんですけれども、そういうところまで含んだ上でという捉え方で、そういった広義的な意味はあるのでしょうか。

○松尾裕哉総務課長

小学校就学の始期に達するというようなことですが、この内容につきましては第8条の2の1項、2項、3項が略をしてありますが、1項、2項、3項の中で、まず1項の中で、今言いました小学校就学の始期に達するまでの子のある職員がとか、それぞれの3歳未満の子がある職員がとかありますが、これについては異動ということではなくて、そういうふうな子供さんがおられる職員についてはこういうふうな対応をしますということですので、異動は直接関係するわけではないと思っております。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第5号「白石町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正す

る条例について」採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第9

○片渕栄二郎議長

日程第9、議案第6号「白石町課設置条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

質疑ありませんか。

○吉岡英允議員

提案理由といたしましては、組織機構改革及び水道課事業の統合に伴い、白石町の課の設置条例の一部を改正する必要があるというふうな提案理由でございます。組織機構改革は、今度新しい総合戦略課とか産業創生課が商工観光課になるのは大変町政の充実について喜ばしいことだと思いますけれども、水道課のほうが今度水道事業の統合に伴い、白石町から削除というか課がなくなるわけなんですけれども、それについてのお尋ねでございますけれども。

今、町のホームページ等を見ておりますと水道課、上水道、下水道というふうなことで載っておりますけれども、そうしたところは多分課がなくなるけんがホームページからも削除になるかと思っておりますけれども、そしたら我々町民はどこから水道課事業の情報を仕入れればいいのかというふうなことをまずお伺いしたいと思っております。

○木須英喜白石創生推進専門監

お答えいたします。

今回水道事業の廃止ということですが、実際は佐賀西部広域水道企業団のほうの一営業所として役場内に残ります。そういったことで、組織機構上はなくなっているように見えますが、業務については今までどおりということでございますので、その内部の調整につきましては、今後住民さんに周知を図っていきたいと思っております。

以上です。

○吉岡英允議員

それはわかりますけれども、今町のホームページを見よぎんですよ、ぴしゃっとついとるわけですよ。そこば課ののうなることによって町のホームページからは外すか別建てにせんばおかしゅうなってくるでしょう。水道課はそのまま課は残るばってんが、何か私はおかしいんじゃないかなと思うとですよ。道の駅しろいしのごとリンクさすか何かがなかですけど、そういう感じにせんと機構的におかしいんじゃないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○木須英喜白石創生推進専門監

お答えいたします。

こちらのほうで考えておりますのは、町の組織の中には水道課はなくなっておりますが、佐賀西部広域水道企業団の白石営業所という形で実務は役場庁舎内で行います。その際、ホームページ等、住民周知等につきましては、町のホームページに佐賀西部広域水道企業団のバナーを張りまして、リンクを図るというふうなことで周知徹底をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○吉岡英允議員

くれぐれも回覧等で住民の周知を図ってから行うよう、よろしく願いしときます。

○木須英喜白石創生推進専門監

重ねての答弁になりますけれども、住民の方々はなかなかそういった組織的なことは不明瞭なところがかかなりあるかと思えます。そういったことがないように、当方としても十分にPR、普及を行っていききたいというふうに考えます。

以上です。

○内野さよ子議員

先ほど言いませんでしたが、今回現行が左で改正案が右になったのは、とても見やすくよくなったなというふうに思っています。

1点だけすみません、第11条ですけれども、今回これは念には念を重ねての課の設置条例だとは思いますが、商工観光課のところちょっと気になりました。

今回、商工業及び観光というところが商工業になって、次の2項めに観光及び6次産業というふうになっているんですが、6次産業というのをもともと考えれば、生産、加工、販売ですか、そういうふうなことで農業にはとても精通していると思うんですね。そういう意味で、よく農林水産省なんかのホームページを見ていますと、農商工連携ってよく書いてあるんですね。そういう意味合いから見たら、むしろ商工業及び6次産業のところと、観光はまた6次産業とはちょっと違う意味合いがあるのかなと私なりに思ったものですから、農商工連携というのはこれからどんどん出てくるのかなと思って、そんなところを思いました。その点についてどういうふうな意味合いがあつてなされたのか、お願いします。

○吉村大樹産業創生課長

ただいま御質問の新しくなる商工観光課の中で、観光及び6次産業のところでございます。

御存じのとおり昨年度の駅しろいしがオープンをしまして、今後は道の駅を核とした観光づくり、PRということで考えております。そういった中、観光の中に道の駅で販売する6次産品とかそういうとも観光の一部として取り入れたいということから、観光及び6次産業ということで掲示をしております。なお、6次産品の推進につつま

しては、県のほうでも6次製品の生産、新たな取り組みについては今後も継続をしますので、食ということで観光に位置づけたいということから、現在観光及び6次産業ということで計画をしとるところでございます。

以上です。

○内野さよ子議員

了解しました。

すみません。ただ、何かぼって見ると、観光と6次製品というところが何か結びつきがちょっと悪くて、むしろ農商工のほうなのかなというのを強く思ったところでした。今後どうかわかりませんが、意味合いがよくわかりましたので、そのほうで観光と結びつけてやっていただきたいと思います。

○友田香将雄議員

今回の条例の改正についての質問です。

まず1点目、総合戦略課を今回新しくつくられるということなんですけども、こちらの中身を見ますと、町長特命の重点施策に関する事、地域創生に関する事、人口問題、定住促進対策に関する事、男女共同参画に関する事、この4つを所掌するという事でありまして。大変幅広くて、大変な職務であるというふうに思っております。まず、この総合戦略課は、体制をどのように、人員等も含め考えられてるのかというものの概要をもうちょっと説明いただければと思います。

○百武和義副町長

今回課設置条例の一部を改正する条例についてということで御提案申し上げまして、総合戦略課を新設するという事にいたしております。先ほど議員おっしゃったように、ここに掲げております4項の主な事業を所掌するという事で、非常に重要な部署ということで捉えております。ただ、人員配置については、原案を一応は作成はしておりますけども、まだちょっと公表は差し控えたいということで思っておりますので、公表できるようになってからまたお知らせしたいと思います。

以上です。

○友田香将雄議員

わかりました。

先ほどの答弁にもありまして、私の認識としてもありますように、大変重要なポジションであるというのは私のほうも認識をしております。ちょっと事前の説明会の際にも申し上げたんですけども、御存じのように残業がかなり各職員さんのほうの課によってもばらつきがあるというところの負担が大きいということもありますので、そちらのほうを鑑みながら、また特に総合戦略課はかなり負担が大きい部署になると思いますので、そのあたりのうまい配置のほうをぜひお願いして、ある一部の職員さんのほうに大きな過重がかからないようにというのはぜひお願いしたいところでもありますので、そちらのほうをよろしく申し上げます。

○重富邦夫議員

先ほどと同じ総合戦略課のことについてですけれども、その名のとおり、総合戦略課というふうな名前がついてるように、配置する職員の方々の戦略的な観点というものをどのような形で培っていくのかというところ。結局のところ、経済の流れだとか町の全体を把握するというところが大事になってくるんじゃないかと思うんですよね。そういったところで、配置もなんですけれども、どう研修というか教育をしていくのか、そういったところが計画の中であれば教えていただきたいと思います。

○百武和義副町長

議員のほうからは、総合戦略課の業務を進めるに当たり、職員に対してどういった研修とかそういったことをしていくのかという御質問でございますけれども、どこの課でも一緒ですけども、総合戦略課の人員配置については、これまでにどういった経歴というか経験をしてきたかとか、それからまたどういった仕事を特にされてきたとか、そういったこれまでの業績も見ながら、それとまた12月に全職員に異動希望調査もしておりますので、そういった内容も吟味しながら配置を考えていきたいというふうに思っております。

それで、この仕事を進めるに当たって、もちろんそういった研修も十分受けさせる必要もあるというふうに思っております。それについても、どんどん研修の機会がございましたら参加をさせていきたいというふうに思います。

以上です。

○重富邦夫議員

研修等もあるかとは思いますが、ただ、行政側だけのありがちな研修とかではなくて、結局民間側だとか産業のほうの目線とかが培われるような、そういった講習、そういうものがあれば、ぜひともそういうところにも積極的に取り入れていったほうがいいんじゃないかというふうには思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○田島健一町長

今回新しくお願いをしている総合戦略課のことでございますけれども、地方創生が叫ばれている今日においては、やはり町としてもよそに負けないように頑張らないかと。そういった中で、今事務所掌のところにも4項目書かせていただいております。これについては、総合戦略課のみでやれるものではないと、各課にわたっております。

そういうことから、今例えば人口問題とか定住促進であってもいろんな部署にまたがっておりますので、どこがリーダーになるのかというのが見えないということがございまして、やっぱりリーダーはここですよと、ここがいろんな課を集めて会議をしたりということでのリーダーになってもらわないかということ、こういうことをやろうとしているわけございまして、今まさしく議員から申されました、担当する人たちはもっと勉強せないかやろうと、研修も要るやろうと。だから、それは例えば建設課であるとか農村整備課の研修というよりも、ここで地方創生に関することと

ということで、頭でこの係員がもっと勉強していただいて、その関係課を寄せて、こういうことでやっていこうぜというようなこともやっていかないかなかなというふうに思うところがございます。

そういったことで、とにかく昨年からラグビーじゃないですけども、白石町もワンチームでやっていこうという思いでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○井崎好信議員

今回新たに白石創生専門監をなくして総合戦略課と、本当に私も結構なことだというふうに思ひます。

非常にこの戦略課、特に難しいポジションと思ひますけれども、重要なポジションだと思ひます。ここに事務所掌がござひますけれども、本当に大きい問題ばかりでござひます。特に人口問題、定住問題、今から人口が減少する中でいかにここで發揮をするかというふうなことだと思ひますけれども、すばらしい課長が抜てきというかそういうことだろうと、町長肝いりの課設置だというふうにも考へます。

この課に、別に政策アドバイザー、例えば民間から、やはり今まで公務員さん、私が見るところちょっと頭でっかちなところがあるんじゃないかなと、もっと柔軟に考へたり發想ができるそういう民間の活力といいますか、そういう方を引く抜くというとおかしいですけども、そういうことも一つの方法じゃないかなというふうに思ひますけれども、町長、その辺いかがお考へでしょうか。

○田島健一町長

プロを外部から入れて、内部を活性化させるということも必要かと思ひますけども、私は今町長として7年が過ぎたわけでございますけども、役場職員、本当にすばらしい方ばかりだというふうに私も認識をいたしておひます。また、議論も結構やっただいておひます。ただのんびんだらりと言ったら語弊がござひますけども、そういうことじゃなくて、みんな課長会議等々でもがくがくとやっただいておひます。そういうことから、私は十分庁舎内で活性化はできてるといふふうに思ひますし、また最近の職員採用につきましても、学卒者のみじゃなくて社会人枠というのも設けておひまして、若干民間等々で勤務された方もいらっしやって、そういうのも係の中では生かされているといふふうにも思っただいておひます。

そういうことから、現時点において外部招聘というのは、今のところ考へてないところでございます。

以上です。

○中村秀子議員

いろいろ各課の戦略がありまして、先ほどの議案にもありましたがけれども、職員の勤務時間の変更だとかを改正したりしておひます。一般質問の中でも、見渡してみても課長さんたちほとんど男性の方が多くて、西山さんだけが女性として参加されているといふことで、ちょっと問題ではないかといふことで提案したところ、副課長さん

にたくさん女性が登用されていて、非常によく前向きな普通の行政の運営がされているなというところですけども、副課長さんたち、ほとんど聞いてみたら退職されていらっしやらなくなって。

長い目で見て、男女共同参画に関する事とかというような係も提案されておりますけれども、庁舎の中でも、女性の目線で見ると深夜勤務がどうだのこうだのという議論もありましたけれども、そこも男性もやるんだ、介護も男性が介護休暇をとったりするんだというような認識を植えつけていただいて、養成されていただいて、ぜひ課長さんあたりに女性を任用するとかというような計画。やっぱりいきなりはできませんでしょうから、それまでの採用からキャリアの中で資質を育むということが大切になってこようかと思っておりますけれども、そこら辺の次世代を担う職員さんの育成状況、あるいは今後の見通しだとか、新しい課になりますけれども、ここはこの人がふさわしいという女性の任用だとか、若者だとか、そういうのはちょっと難しいかもしれませんが、キャリアの中でそういう育成をしていくという。

副町長さん先ほど職員の希望をとってって言いましたけど、そういう育成をしてないから、休暇をとるのは本当に女性の職員さんがとる、男性と女性と一緒にいたら女性がとるのが当たり前のように介護休暇も全然女性のほうの制度みたいな取り扱い方がありますので、ぜひとも役場の中からそういう意識改革だとかをしていただきたいと思っておりますし、今後の展望について、女性管理職等の育成の状況について説明してください。

○百武和義副町長

役場内での、特に女性職員の管理職等への登用についての御質問でございますけども、議員さっきおっしゃったように、まず職員の意識改革、これが非常に重要なことということで考えております。昔はどこでもそうでしたように、会社の課長さんなり役職というのはほとんど男性の方ばかりで、これが時代の流れで女性もなってもらうんといかんということから、町のほうでも女性の管理職への登用をずっと進めてはきておりますけども、なかなか割合で言えば伸びない状況です。

これについては、とにかく女性の職員に意識を持ってもらって、私たちのこれまでの進め方も悪かったとは思いますが、女性職員の皆さんにも意識を持ってもらうようにということで、最近では女性の職員を対象にした意識改革の研修等も開催しております。そういった中で今後女性職員の登用については、どんどんなっていきたいということで思っておりますし、私たちもその方向で頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

○片瀨 彰議員

私は、総合戦略課がやっときたんだなという思いをしておりました。というのが、課の設置については町長の専権事項でもございますし、今まで審議してきた来年度の予算書の中でもなかなか町長が思い切って発信をできるような場所がなかったんじゃないかというようなことを思っております。

今後はこの課を利用して、精いっぱい町長特命の総合戦略を楽しみにしとるんです

よ。それについては予算等もありますが、町長として、また白石町の代表として、また政治家の一人として、これは私は大分期待しております。ですから、この課をひとつすばらしい、日本にないような課にさせていただければと思っておりますので、その辺、町長どうでしょうか。

○田島健一町長

遅まきながらと言ったら語弊がありますが、今回総合戦略課をつくらせた背景には、なかなか全国的に少子・高齢化等々で人口がふえないかんというのが今いろいろと言われておりますけども、人口が減らないようにするというのは、白石だけが減らないというわけにはいかんやろうと。そういった中で、そしたらどうやって白石町を盛り上げていくかということについては、人口だけの話じゃなくても、いろんなところで勉強ばしていかなばいかなやろうと。

それは、先ほど言いましたように、役場だけでもいかん、また町民さんと一緒になっていかなばいかな、もちろん議会の皆さんたちの賛同も受けながらではございますけども、そういったことから、やはり頭になる部署というのがはっきりしておかないと。例えば、農業振興課は農業振興についてのみ、建設課は基盤整備のみとか、それじゃなくて、全体を見るところというポジションがあらんばいかなやろうということで、今回総合戦略課をつくらせていただいたところでございましたけれども。

やはり、先ほど申し上げましたように、ここに配置される人は、とにかくまずは勉強していただいて、縦割り横割りのところのポジションでしっかりと頑張っていたいただきたいというふうに思っておりますし、私も一番苦口言うところはこの課になるかもわかりませんが、最終的には白石がどうなっていくかということがここにかかっているということでやっていく構えは持っておりますので、どうぞ皆様方の御支援もよろしくお願ひしたいというふうに思います。

○西山清則議員

すばらしいことだと思っております。課長になられた方は大変だなと思っております。

それで、総務課で4つの係があるわけですけども、その中でも総務係なんかは大きな仕事がいっぱいあるわけですよ、規則にありますように24ぐらいあるかなと思っておりますけども。その中で、町長はこれだけ忙しい中に専門の秘書的な人は、らしき人はいますけども本当の秘書が必要じゃないかなと、その辺の話は出なかったのか伺いたいと思っておりますけど。

○百武和義副町長

今回の課設置条例の議論の中では、特に秘書の配置ということでは議論は出ませんでした。ただ、これまでも議員おっしゃったように秘書の配置の話はたびたび出てはきておりましたけども、ただ専属でまでは置かなくて、今秘書の仕事は総務係が主体となって、1人でするんじゃないくて複数の人間で秘書の仕事をしていただいております。そういったことで、今のところ支障はないと言えれば語弊がございますけども、し

ばらくこの体制でいきたいということで考えております。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第6号「白石町課設置条例の一部を改正する条例について」採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第10

○片渕栄二郎議長

日程第10、議案第7号「町道路線の廃止について」を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第7号「町道路線の廃止について」採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第11

○片渕栄二郎議長

日程第11、議案第8号「人権擁護委員候補者の推薦について」議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

採決をいたします。

本案は、人権擁護委員候補者に百崎和彦氏を推薦するに当たり、議会の意見を求め

るものであります。

お諮りします。

議会の意見として異議なしとすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、議案第8号は異議なしと答申することに決定しました。

○片渕栄二郎議長

暫時休憩します。

10時46分 休憩

13時30分 再開

○片渕栄二郎議長

会議を再開します。

本日、議会運営委員長から追加議案が提出され、これを受理いたしております。

この追加議案と合わせ、議員の派遣及び閉会中の所管事務調査の件を本日の議事に加えたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、これから議事日程に加え、議題とすることに決定いたしました。

これより事務局に追加議案日程と追加発議案とを配付いたさせます。

日程第12

○片渕栄二郎議長

日程第12、発議第1号「白石町議会委員会条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提出者に趣旨説明を求めます。

○片渕 彰議員

提案説明をいたします。

白石町課設置条例の一部改正に伴い、白石町議会委員会条例の一部を改正する必要がある提案いたします。

以上です。

○片渕栄二郎議長

お諮りします。

発議第1号につきましては、条例の一部改正の趣旨、内容も判明しており、議員全員が賛成で同意も得ておりますので、この際質疑、討論を省略することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略することに決定しました。

これより発議第1号「白石町議会委員会条例の一部を改正する条例について」採決します。

お諮りします。

発議第1号については原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第13

○片渕栄二郎議長

日程第13、議員の派遣を議題とします。

お手元に令和2年度の議員の派遣計画を配付しています。

お諮りします。

会議規則第121条の規定により、この計画表に基づき議員の派遣をしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、議員の派遣計画に基づき議員を派遣することに決定しました。

日程第14

○片渕栄二郎議長

日程第14、委員会の閉会中における所管事務調査を議題とします。

会議規則第72条の規定により、お手元に配付しているとおりの各委員長から閉会中の継続調査について申し出が 있습니다。

本件について各委員長から報告を願います。

○内野さよ子総務常任委員長

閉会中の継続調査申出書。

総務常任委員会の議会閉会中の所管事務調査としまして、所管する課の新年度、令和2年度の主要事業の調査を実施したく思っております。

具体的には、令和2年度の主要事業の調査につきましては、所管各課からの担当課からの主要事業の趣旨や予算などについて説明を受け、不明な点は現地調査を行いながら調査を行うものです。また、説明を求める各課の事業については、委員会で検討をし、後日執行部へ連絡を行います。

次に、今回4月からの組織改編に伴い、まち・ひと・しごと創生総合戦略や空き家対策に係る部署も一本化されることに伴い鋭意期待を寄せています。総務常任委員会においては、まちづくりに係る事業推進がよりよく図れますように視察や研究を重ねながら意見を述べていきたいと考えています。

調査の期間としまして、次期議会定例会開会の前日まで、4月下旬から5月中旬を予定をしています。また、開催日につきましては、今回のコロナウイルスの状況等を注視をしながら、実施をどうするかについてを含めて考えていきたいと思っております。

す。

以上のとおり総務常任委員会を代表して申し出たいと思います。よろしくお願いいたします。

○草場祥則文教厚生常任委員長

文教厚生常任委員会の議会閉会中の所管事務調査といたしまして、所管する課の新年度、令和2年度の主要事業の調査を実施したく申し出ます。

具体的には、令和2年度の主要事業の調査につきましては、所管各課の担当から主要事業の趣旨や予算などについて説明を受け、不明な点は現地調査を行いながら調査を行うものであります。また、説明を求める各課の事業については、委員会で検討し、後日執行部へ連絡をすることにいたします。

次に、学校統合再編審議会における議論も最終段階となり、審議会からの答申を待つ段階になりました。文教厚生常任委員会においては、この答申書の内容を分析しながら、よりよい教育環境につなげていけるよう議論を交わしていきたいと考えておるところでございます。

調査の期間としましては、次期議会定例会開会の前日までで、4月下旬から5月中旬また下旬を予定しております。また、開催日につきましては、コロナウイルスの状況等を注視しながら、実施の有無を含めて検討いたします。

以上のとおり文教厚生常任委員会を代表して申し出いたします。よろしくお願いいたします。

○井崎好信産業建設常任委員長

産業建設常任委員会の議会閉会中の所管事務調査といたしまして、所管する課の新年度、令和2年度の主要事業の調査を実施したく申し出ます。

具体的には、令和2年度の主要事業の調査につきましては、所管各課の担当から主要事業の趣旨や予算などについて説明を受け、不明な点は現地調査を行いながら調査を行うものであります。また、説明を求める各課の事業については、委員会で検討し、後日執行部へ連絡を行うことといたします。

新年度は、第3次白石町総合計画と第2期白石町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定時期となっております。次期計画では、大胆な移住・定住促進策や将来の本町を担っていく若者や農業者に対する支援策を中心として、大胆にかじを切れるような実行計画となることを大きく期待をしております。

産業建設常任委員会においては、各種計画の策定の段階から本町の特性に合わせた取り組みとなるよう研究を重ねながら、執行部へ提案をできればと考えております。

調査の期間といたしましては、次期議会定例会開会の前日まで、4月下旬から5月中旬、下旬を予定しております。また、開催日につきましては、コロナウイルスの状況等を注視しながら、実施の有無を含め検討していきたいと思っております。

以上のとおり産業建設常任委員会を代表いたしまして申し出ます。よろしくお願いいたします。

○片渕栄二郎議長

お諮りします。

各委員長からの申し出を閉会中における所管事務調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出を閉会中における所管事務調査とすることに決定しました。

以上で本定例会に付された案件は全て終了しました。

来週は一般質問の予定でしたが、国内で新型コロナウイルスが発生し、その流行が非常に懸念されています。我々議会の使命と同様、町民の安心と安全を最優先に考え、執行部には万全の対応をとっていただく必要があります。そのため、議会運営委員会及び全員協議会でも議論を尽くし、今回通告している議員各位にはまことに申しわけありませんが、一般質問は中止とし、直ちに3月定例会を閉会することといたしました。

お諮りします。

会議規則第6条の規定により、本日で閉会したいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本定例会は本日で閉会することに決しました。

議長としても断腸の思いで、住民の皆様の安全・安心のために執行部には十分な対策をお願いします。

会議を閉じます前に町長から挨拶があります。

○田島健一町長

令和2年3月定例議会の閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

今議会は、去る3月3日に、来る11日までの9日間の日程で開会されたところでございます。なお、開会前の2月14日に沖縄県で、2月20日に福岡県で、22日には熊本県ということで、九州では3県で新型コロナウイルスが発生しておりました。

これの感染拡大が予想されるということから、議員の皆様のお配慮で、県内では初めてだったと思いますが、一般質問に先行して予算と議案審査を実施することを決定され、本日まで審議いただきました。あす以降の予定では、議員の皆様からの一般質問が予定されていて、令和2年度の町政運営等を正されることになっておりました。ところが、本議会開会后、3月3日に大分県で、4日の昨日は宮崎県でも新型コロナウイルスが発生するということが、九州地域での感染拡大がひどくなってきております。

また、町内の小・中学校も3日から休校となっていることを踏まえ、議員の皆様方の御配慮で、職員には町民の安心・安全を第一に考え感染症対策に専念してもらおうということで、本日までの日程でもって3月定例議会の閉会とする御英断をいただきました。

本日までの審議の中においては、提案いたしました議案、条例議案、条例外案件、

人事案件、予算案件など15件の全議案につきまして十分な審議をいただきまして、全て原案どおり可決、同意いただきました。まずもってありがたく、厚くお礼を申し上げます。

本日までの審議の中でも令和2年度の町政運営に当たってのいろんな御意見も賜りました。町政執行に当たりましては、議会の意を酌んでしっかりと取り組む所存でございます。

結びになりますが、新型コロナウイルスが本県、また本町に侵入することなく収束することを祈念し、またリスク管理にしっかりと取り組むことを申し上げ、さらに議員の皆様方の御健勝、御多幸を御祈念申し上げ、閉会に当たりましてのお礼の言葉とさせていただきます。本当にありがとうございました。今後もよろしく願いいたします。

○片渕栄二郎議長

これもちまして令和2年第2回白石町議会3月定例会を閉会します。

13時47分 閉会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和2年3月5日

白石町議会議長 片 渕 栄二郎

署 名 議 員 片 渕 彰

署 名 議 員 草 場 祥 則

事 務 局 長 小 柳 八 束